第百七十四条の三十二第一項中「並びに第四節」を「、第四節並びに第七節」に改め、「（平成十八年政令第十号）」の下に「第四十条」を、「事務（」の下に「同法第十一条の二第一項及び第四項の規定による同条第一項に規定する指定事務受託法人の指定等、」を、「必要な援助」の下に「、同法第七十六条の三第五項及び第七項の規定による市町村長に対する通知」を加え、「以下この条」を「第四項及び第百七十四条の四十九の十二第一項」に改め、同条第三項中「指定を」を「当該指定を」に改める。

第百七十四条の四十九の二第一項第十四号中「及び第五十七条の二から第五十七条の四まで」を「、第五十七条の二から第五十七条の三の三まで及び第五十七条の四」に改め、同項中第三十四号を第三十七号とし、第三十三号を第三十六号とし、第三十二号を第三十五号とし、第三十一号を第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四　児童福祉法第五十七条の三の四第一項及び第四項並びに児童福祉法施行令第四十四条の八及び第四十四条の十から第四十四条の十三までの規定による指定事務受託法人の指定等に関する事務

第百七十四条の四十九の二第一項中第三十号を第三十二号とし、第十八号から第二十九号までを二号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の二号を加える。

十八　児童福祉法第三十三条の十八の規定による同条第一項に規定する情報公表対象支援情報の報告の受理等（同法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援の事業に係るもの（同法第三十三条の十八第五項及び第七項の規定による市町村長に対する通知を除く。）を除く。）に関する事務

十九　市町村障害児福祉計画に係る児童福祉法第三十三条の二十第十一項及び第十二項の規定による意見等並びに都道府県障害児福祉計画に係る同法第三十三条の二十二、第三十三条の二十三及び第三十三条の二十四第一項の規定による作成等に関する事務

第百七十四条の四十九の二第二項中「、同法第四十五条第一項」を「、同法第三十三条の十八第一項中「指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児相談支援事業者」とあるのは「指定障害児相談支援事業者」と、「指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援」とあるのは「指定障害児相談支援」と、同法第四十五条第一項」に改める。

第百七十四条の四十九の十二第一項中「並びに第四節」を「、第四節並びに第七節」に改め、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」の下に「第四十条」を、「支給等」の下に「、同法第七十六条の三第五項及び第七項の規定による市町村長に対する通知」を加え、「同法第五条第十一項に規定する」を削り、同条第二項中「指定を」を「当該指定を」に改める。

（身体障害者福祉法施行令及び知的障害者福祉法施行令の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「第五条第十七項」を「第五条第十七項」に改める。

一　身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第二十一条

二　知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第百三号）第四条

（公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「同条第二十六項」を「同条第二十八項」に改める。

一　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十条第一項及び第六十五条の十三第一項の表第五十条第一項の項

二　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第六十四条第一項及び第百三条第一項の表第六十四条第一項の項

（地方公営企業法施行令の一部改正）

第六条　地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の十四第一項第三号中「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に改める。

（都市公園法施行令の一部改正）

第七条　都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第一号中「同条第五項」の下に「に規定する居宅訪問型児童発達支援又は同条第六項」を加え、同項第四号中「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に改める。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正）

第八条　国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第三号中「第五条第二十三項」を「第五条第二十五項」に改め、「売渡し」の下に「、貸付け」を加える。

（消防法施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

第九条　次に掲げる政令の規定中「同条第十五項」を「同条第十七項」に改める。

一　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）別表第一(六)項ロ(5)

二　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）第三条第一項

（社会福祉法施行令の一部改正）

第十条　社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第五条第二十五項」を「第五条第二十七項」に改める。

（活動火山対策特別措置法施行令等の一部改正）

第十一条　次に掲げる政令の規定中「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十八項」に改める。

一　活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）第一条第二項第六号

二　大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条第十四号

三　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第十四号

四　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第十四号

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二十二号中「及び第四十三条の三」を「、第四十三条の三、第四十三条の四第五項及び第四十三条の五第六項」に改める。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第十三条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第四号イ中「障害児通所支援事業（」の下に「居宅訪問型児童発達支援又は」を加える。

（独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正）

第十四条　独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「又は同条第十五項」を「、同条第十五項の就労定着支援、同条第十六項の自立生活援助又は同条第十七項」に改め、同条第七号中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十八項」に改める。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十五条　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「同条第五項」の下に「に規定する居宅訪問型児童発達支援又は同条第六項」を加え、「、同条第六項」を「、同条第七項」に改め、同条第六号中「ものに限る。）」の下に「、自立生活援助」を加え、「同条第十六項」を「同条第十八項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に改める。